

## 江津市告示第174号

### 江津市庁舎公衆無線LANの利用に関する要綱

#### (目的)

第1条 この告示は、市民及び施設利用者の利便性の向上を図るために、江津市（以下「市」という。）が開設した無線によるインターネット接続環境（以下「無線LAN」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (利用場所及び利用時間)

第2条 無線LANの利用場所及び利用時間は別表に定める。ただし、市長が必要と認めた場合には、これを変更することができる。

#### (無線LANの利用)

第3条 無線LANの利用に当たり、利用者は次にあげるものを準備するものとする。

- (1) パーソナルコンピュータ等Wi-Fi機能を搭載した端末及び端末附属機器並びにそれらに供給する電源
- (2) Webブラウザ等
- (3) 無線LANの利用に当たり、別途認証を受け取る必要がある場合は、認証を受け取るための携帯電話等

2 無線LANの利用料は、無料とする。ただし、利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由に関わらず、当該利用者が費用を負担するものとする。

#### (利用の手続)

第4条 利用者は、別途示す無線アクセスポイントに接続後表示されたWebページに必要事項を入力し、利用申請を行うものとする。

- 2 利用申請により、接続環境が成立した場合は、本告示に合意したものとする。
- 3 1回の利用申請につき60分間利用できるものとする。

#### (利用者資格の停止・取消)

第5条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、市長は事前に通知することなく、直ちに当該利用者の利用者資格を停止又は取り消すことができる。

- (1) 第6条第1項で禁止している事項に該当する行為を行った場合
- (2) 前号に掲げる場合のほかにこの告示に違反した場合

(3) その他利用者として不適切だと市長が判断した場合

(禁止事項)

第6条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 市又は第三者の著作権又はその他の権利を侵害する行為若しくはそのおそれのある行為
- (2) 市又は第三者に不利益又は損害を与える行為若しくはそのおそれのある行為
- (3) 市又は第三者を誹謗中傷する行為
- (4) 公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為若しくは公序良俗に反する情報を提供する行為
- (5) 犯罪的行為又はそのおそれのある行為
- (6) 選挙期間中であるか否かを問わず選挙運動又はこれに類する行為
- (7) 性風俗、宗教又は政治に関する行為
- (8) コンピュータウィルス等の有害なプログラムを、無線LANを通じて又は無線LANに関して使用若しくは相手方の同意の有無にかかわらず送付又は提供する行為
- (9) 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引及びその他の目的で特定又は不特定多数に大量のメールを送信する行為
- (10) ファイル共有ソフトウェアの使用等著しく大量のデータ送信する行為
- (11) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し若しくは違反するおそれのある行為又は市長が不適切と判断する行為

2 前項に該当する利用者の行為によって市、利用者及び第三者に損害が生じた場合は、利用者は全ての法的責任を負うものとする。

(運用の中止)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合、無線LANの運用を中止できるものとする。

- (1) 無線LANのシステムの保守若しくは工事を定期的又は緊急に行う場合
- (2) 戦争、暴動、騒乱、労働争議、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電その他の非常事態により、無線LANの運用が通常どおりできなくなった場合
- (3) 無線LANのシステムに係る設備やネットワークの障害等、やむを得ない事由が

ある場合

- (4) その他、市長が無線LANの運用上、一時的な中断が必要と判断した場合
- 2 無線LANの運用の中止により、利用者又は第三者が被ったいかなる損害についても、市長は一切責任を負わないものとする。

(利用履歴の取得及び利用目的)

第8条 市は、次に掲げる目的のため、本サービスの利用時間、利用アクセスポイント、メールアドレス、利用情報通信端末の個体識別番号（MACアドレス）の情報を利用者が本サービスを利用した時に、利用履歴として取得できるものとする。

- (1) 本サービスの登録認証を行うため
- (2) 本サービスの利用状況を調査するため
- (3) 本サービスの内容見直し又は改善等を図るために、統計データとして利用する場合

(免責)

第9条 無線LANサービスの内容及び利用者が無線LANを通じて得る情報の内容等については、市長は一切保証しないものとする。

- 2 無線LANのサービスの提供、遅延、変更、中止又は廃止、無線LANサービスを通じて登録、提供又は収集された利用者の情報の消失、利用者のコンピュータのコンピュータウィルス感染等による被害、データの破損、漏えい、その他無線LANに関連して発生した利用者の損害についても、市長は一切責任を負わないものとする。
- 3 無線LANへの接続に係る利用者の機器の設定は、利用者が行うものとする。パーソナルコンピュータの機種、基本ソフトウェア、Webブラウザ等によって、無線LANを利用できない場合があっても市長は一切責任を負わないものとする。
- 4 利用者が無線LANを利用したことにより、第三者との間に生じた紛争等について、市長は一切責任を負わないものとする。
- 5 市長は本サービスの適切な利用を図るため、利用者のアクセスログの記録し、これにより特定のWebサイトへの接続を制限することができるものとする。

(本告示の変更)

第10条 市長は、利用者の承諾を得ることなく、本告示を変更することができる。

附 則

この告示は、令和3年11月1日から施行する。

別表 (第2条関係) 江津市利用場所及び利用時間

施設名	利用場所	利用時間
江津市役所本庁舎	1・2・4階	開庁時間内